



## 惠庭市重層的支援体制整備事業

### 実施計画（素案）

令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度(2030 年度)

惠 庭 市



# 目 次

§ 1. 計画の策定にあたって	.....	1
◆ 計画策定の背景と趣旨		
◆ 重層的支援体制整備事業とは		
◆ 社会福祉法における重層的支援体制整備事業の内容		
◆ 「恵庭市重層的支援体制整備事業実施計画」の策定		
◆ 関係施策との連携		
◆ 恵庭市における取り組みの経過		
§ 2. 計画が目指すもの	.....	6
◆ 基本方針		
◆ 事業実施体制		
◆ 事業推進体制		
§ 3. 具体的な取り組み	.....	10
◆ 取組目標		
取組方針1. 包括的な相談支援体制の構築		
取組方針2. 地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進		
取組方針3. 社会とのつながりや参加を支援する機能の構築		
取組方針4. とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築		
■資料(策定体制、策定の経過等)	.....	19
令和7年度 恵庭市重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議 名簿		
令和7年度 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会 名簿		

## § 1. 計画の策定にあたって

### ◆ 計画策定の背景と趣旨

日本社会は、急速に進行する少子高齢化の影響を受け、2040 年に向けて大きな転換期を迎えるとしています。特に、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となることで、医療や介護の需要が爆発的に増加し、地域社会や福祉システムへの圧力が一層強まることが予想されます。この「2040 年問題」は、単なる人口の変動に留まらず、社会全体の持続可能性を脅かす重大な課題として検討が進められてきました。

また、全国的な傾向として近年、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立など関係性貧困の社会問題化、介護と育児のダブルケアやひきこもり、ケアラーやいわゆる「8050 問題」など複合的な課題や、生涯を通じて複雑化した課題が表面化するなど、社会の状況に様々な変化が見られており、このようなニーズに対し、市町村単位での「受け止める力」を高めていくことが一層求められています。

国ではこのような社会の変化を踏まえ、社会福祉法等の一部が改正され、「地域共生社会の実現」と地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的支援体制」を構築することを目的に、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されています。

のことから、本市においても重層的支援体制整備事業の実施に向けて包括的な支援体制の構築を図り、連携を効果的に推進していくために本実施計画を定めるものです。

これに関連して、本市では、全てのケアラーとそのまわりの全ての人が自分らしくいきいきと安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的として、令和 6 年 4 月に「恵庭市ケアラー支援条例」を制定、「恵庭市ケアラー支援推進計画」を策定しました。

本事業を通して、前述のケアラー支援事業とも整合性を図りながら、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながり助け合い、一人ひとりが自律的かつ尊重されて暮らしていくことができる「恵庭市版地域共生社会」の実現を目指します。

## ◆ 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に規定された事業であり、市町村において、介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制のみでは対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

この重層的支援体制整備事業の実施を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

### 【社会福祉法上の重層的支援体制整備事業の位置づけ】



【出典：令和5年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 基礎編 資料  
「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について」（厚生労働省）】

## ◆ 社会福祉法における重層的支援体制整備事業の内容

重層的支援体制整備事業の内容は、社会福祉法第106条の4第2項の各号に規定されており、具体的な事業の実施方法については、各市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるものとされています。

社会福祉法においては、高齢・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮を担当する相談支援機関が包括的相談支援（※）を行うこととされています。これについて本市では、既存の各分野の相談機関の窓口機能により本来の役割を果たしながらも、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず「断らない相談窓口」として、担当分野以外の相談も包括的に受け止める「分散型アプローチ」により、包括的相談支援を推進していきます。

※相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、住民等からの相談を受け止め、他の相談支援機関等と連携しながら行う支援。

## 「恵庭市重層的支援体制整備事業実施計画」の策定

### (1) 計画の策定

「恵庭市重層的支援体制整備事業 実施計画」(以下、「本計画」という。)は、社会福祉法第106条の5に基づき、包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために策定するものです。

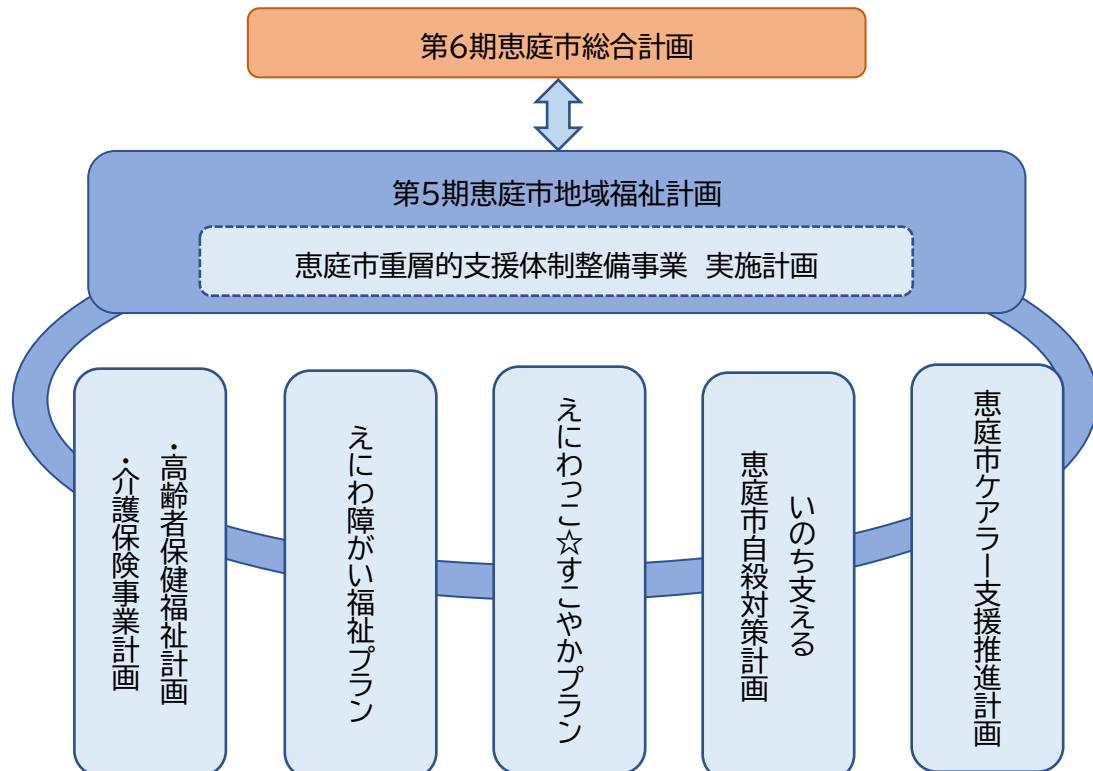
本計画は、「第5期恵庭市地域福祉計画」の基本方針「1 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり～重層的支援体制の構築」において、施策「包括的な相談支援体制の整備」にかかる取り組みについて具体的に規定するものです。

また、重層的支援体制整備事業は、高齢・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の分野を超えて横断的な支援を行うことを目的としていることから、「第6期恵庭市総合計画」を基礎として、各分野の個別計画等との調和を図りながら策定します。

なお、調和を図る各分野の個別計画等は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、えにわ障がい福祉プラン、えにわっこ☆すこやかプラン、いのち支える恵庭市自殺対策計画、恵庭市ケアラー支援推進計画、その他関係する個別計画等です。

### (2) 計画期間

本計画の計画期間は「第5期恵庭市地域福祉計画」の計画期間とあわせて、令和8年度～12年度（2026年度から2030年度）の5年間とします。

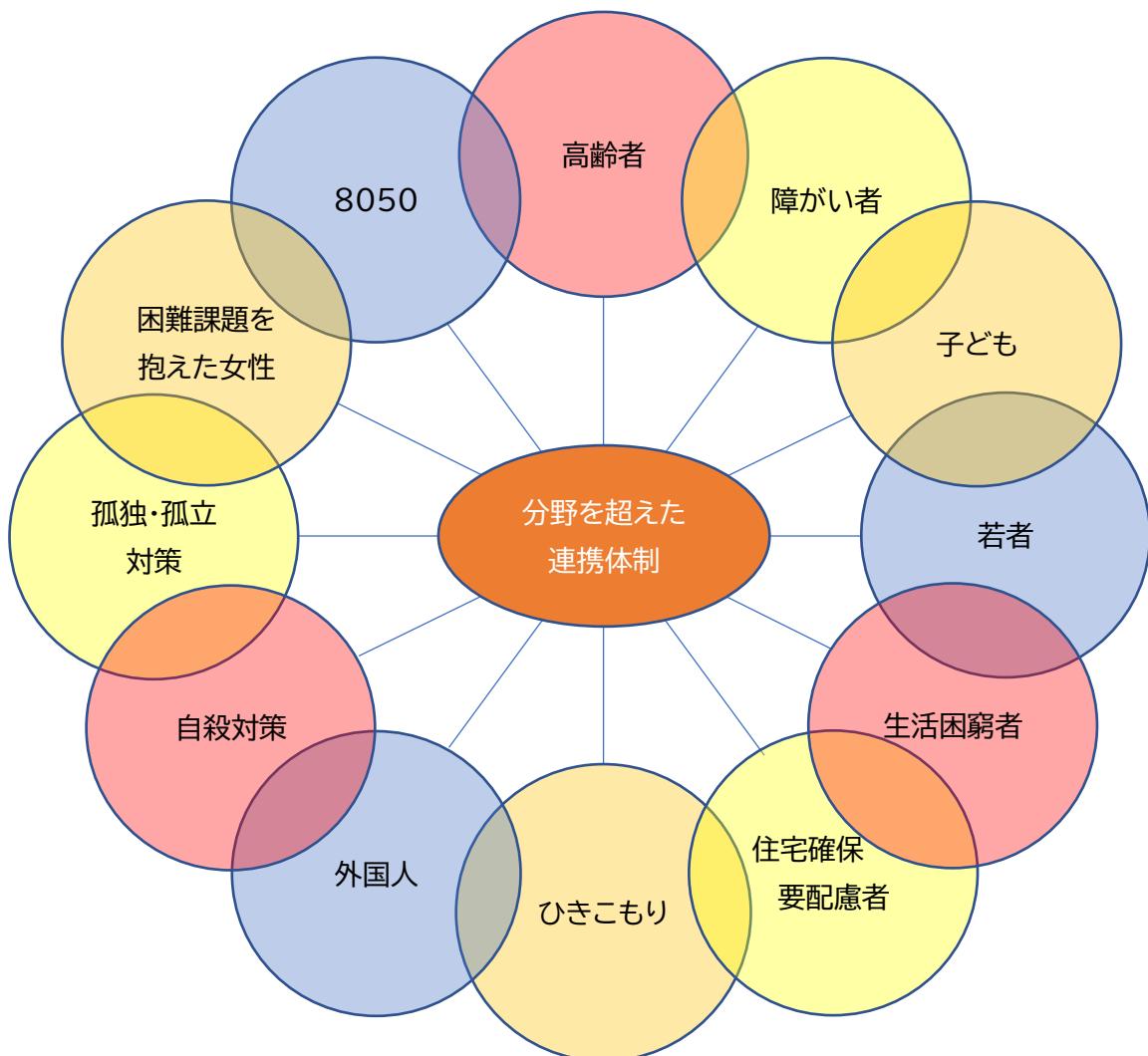


【各分野の個別計画等との連携イメージ】

## ◆ 関係施策との連携

高齢・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等を対象とした主要な施策のみならず、居住支援やひきこもり支援、多文化共生施策、自殺対策、孤独・孤立対策、困難課題を抱えた女性支援等、制度の「はざま」の問題や複合的な課題を抱える対象者が少なくない分野においても、分野横断的な連携体制が求められており、重層的支援体制整備事業を活用しての連携が重要とされています。

このように、各分野の施策連携が重視されていることから、相互理解を深めつつ、各機関同士の連携（ネットワーク）強化に加え、複数の機関による緊密な連携（ネットワーク）強化も図っていきます。



【関係施策同士の連携イメージ】

## ◆ 恵庭市における取り組みの経過

平成30年4月に「地域共生社会」の実現に向け、市町村における「包括的な支援体制の整備」や「地域福祉計画」策定の努力義務化などが規定されたことを受け、本市では、本市ならではの包括的な支援体制のあり方を検討するため、令和4年度より「包括的相談支援及びケアラー支援推進事業調整会議」を開催し内部での検討に加え、「恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会」を設置し有識者からの所見を踏まえ、体制整備の検討を行ってきました。

併せて、令和6年度からは重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、各種取組における課題整理と対応に向けた具体的検討を行ってきました。

これにより、「第5期恵庭市地域福祉計画」においても、本市の包括的な相談支援体制の構築に向けた取り組みの方向性が記載されました。

### 【国の動向と恵庭市の取り組み経過】

年度	国	恵庭市
H30	改正社会福祉法施行 (包括的な支援体制の整備 努力義務化)	
R元	「地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）設置	
R2	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立	
R3	改正社会福祉法施行 (重層的支援体制整備事業の創設)	
R4		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 包括的相談支援及びケアラー支援推進事業調整会議 設置</li><li>・ 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会 設置</li></ul>
R5		
R6		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施</li></ul>
R7		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施</li></ul>

## § 2. 計画が目指すもの

### ◆ 基本方針

重層的支援体制整備事業は、高齢者や障がい者、子どもなどの分野や世代を問わずに、包括的に受け止める「相談支援（属性や世代を問わない相談の受け止め）」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくり」を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や、制度の狭間にあらニーズに対応できるよう創設された事業です。

本事業の実施を通じて、地域住民や地域で活動する団体や相談支援機関等の関係機関と連携・協働しながら、複雑化・複合化した生活課題を抱え支援を必要とする人や世帯に寄り添い、生活課題の改善を図ります。

あわせて、望まない孤独や孤立に陥らないよう、社会参加に向けた支援を行うとともに、世代や分野を超えて人とつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら地域で自分らしく暮らせるような地域づくりに向けた支援を行い、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現を目指します。

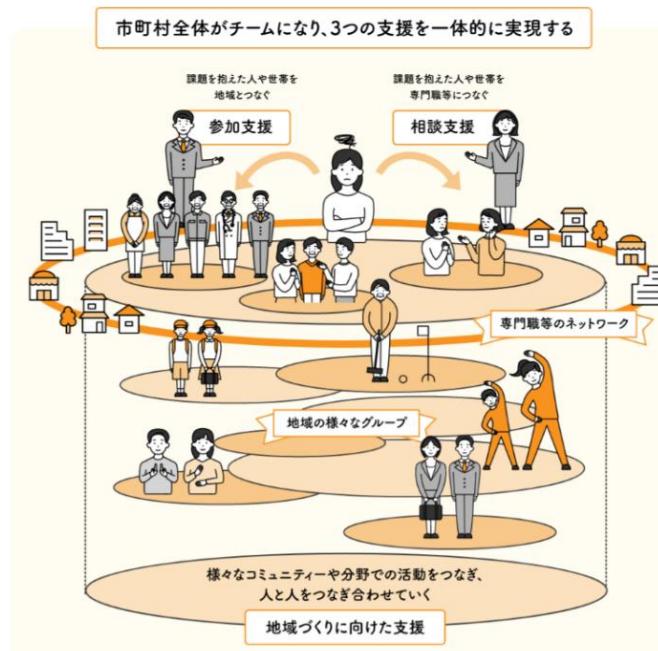
これらを果たすため本計画内では、次の4つを取組方針に位置づけることとします。

#### 取組方針1. 包括的な相談支援体制の構築

#### 取組方針2. 地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進

#### 取組方針3. 社会とのつながりや参加を支援する機能の構築

#### 取組方針4. とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築



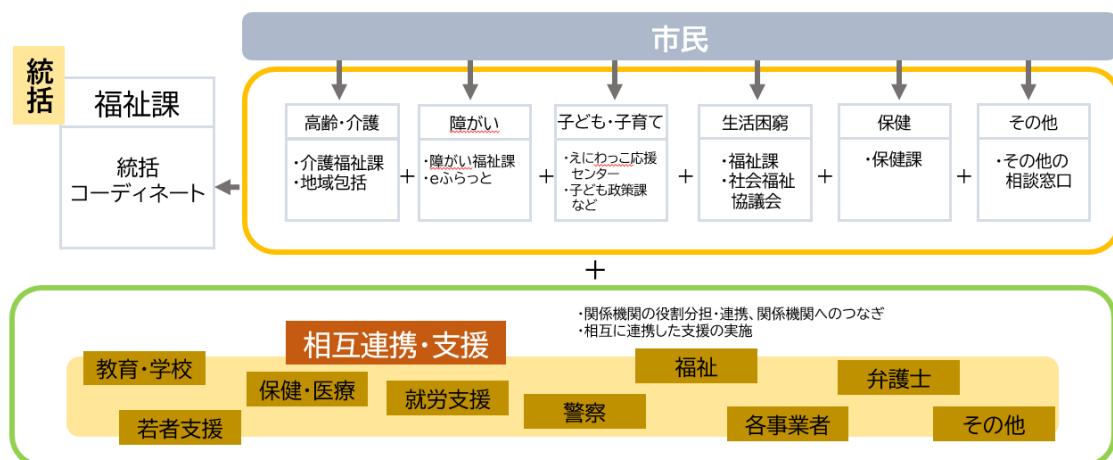
【出典:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト】

## ◆ 事業実施体制

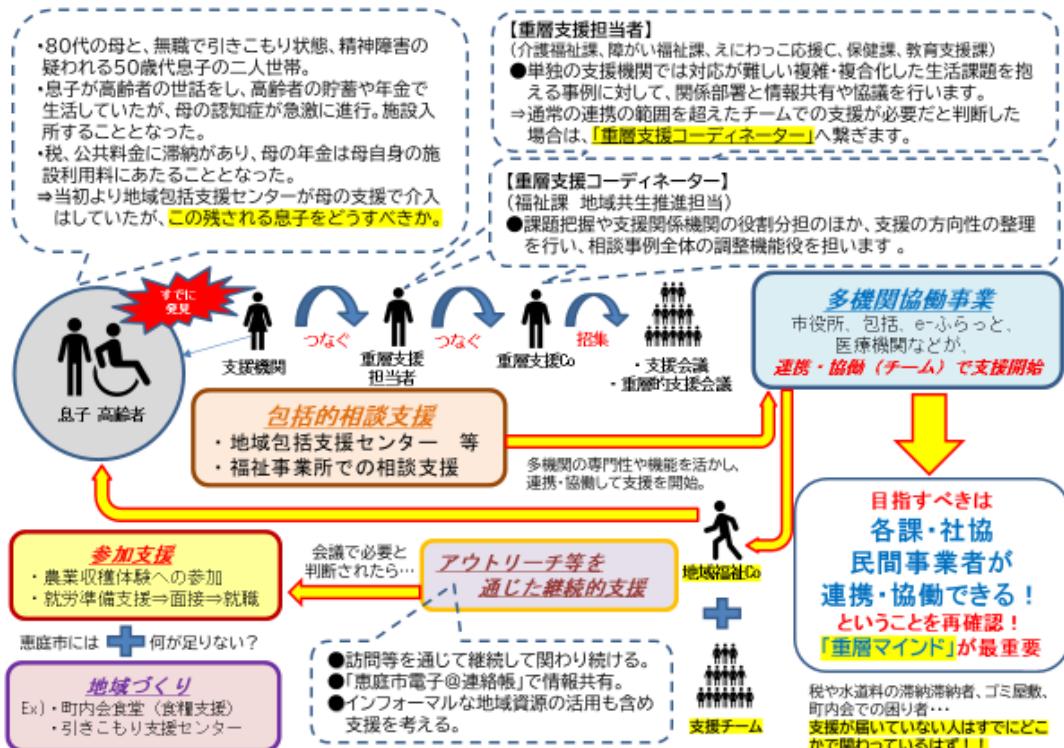
本市においては、既存の相談支援機関等が連携して包括的な相談支援を行います。そのため、いわゆるワンストップ的な福祉の総合相談窓口による対応ではなく、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらずどの相談窓口も「断らない相談窓口」として、担当分野以外の相談も市役所全体で包括的に受け止める「分散型チームアプローチ」により対応します。その中で単独の支援機関のみでは対応が難しい複雑・複合化した生活課題を抱える事例に対しては、重層支援担当者を中心に関係部署等と情報共有や協議を行います。

また、通常の連携の範囲を超えたチームでの支援が必要だと判断した場合は、「重層支援コーディネーター」へ繋ぎ、課題把握や支援関係機関の役割分担のほか、支援の方向性の整理を行い、相談事例全体の調整機能役を担うことで、多機関による協働を支援します。

さらに自ら支援を求められない世帯等に対しては、地域福祉コーディネーター機能により、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行い必要な支援につなぐとともに、社会的孤立状態の方の社会参加に向けた支援及び社会資源への働きかけを通じた地域づくりを行います。



## 具体的事例による支援イメージ



#### 【具体的な事例による支援イメージ】

#### (参考)重層支援コーディネーターによる対応状況

令和6年度及び令和7年度における支援会議開催状況は以下の通りです。

## 【概况】

- 福祉課（重層支援コーディネーター）に繋がれたことにより、支援会議開催に至ったケースは合計6世帯であり、延べ11回の会議を開催している。
  - 相談経路としては、恵庭市包括支援センターからがほとんどであり、8050問題に関するケースであった。同センターの業務活動にて世帯訪問を実施したところ、同居するひきこもり状態の子の支援に苦慮していることからであった。
  - 生活課題としては、世帯収入が親の年金しかなく、経済的に困窮している（する可能性が高い）ため、医療費等の捻出が困難となっていること。  
また、手帳等は交付されていないが、障がい疑いなどから自立した生活が困難な息子が残されることにより、表層化することが多い。
  - 圈域ごとの差はあまりなく、今後も市全体の課題として捉えられる。

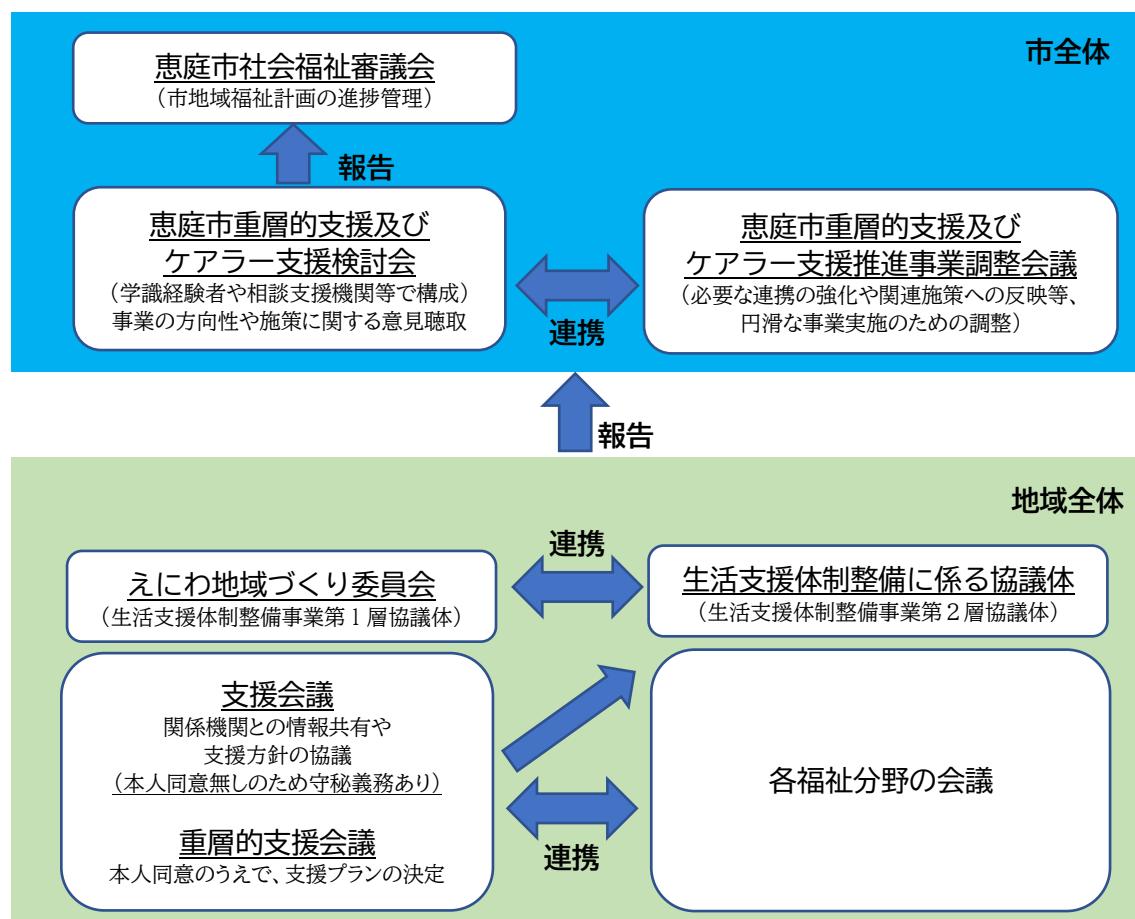
## ◆ 事業推進体制

個別ケースに関しては、恵庭市の開催する支援会議・重層的支援会議で支援方法等の協議を行います。

様々なケースの対応を通じて把握された地域課題については、圏域ごとに設置されている「生活支援体制整備に係る協議体」（関係部署や相談支援機関、地域団体等で構成）等で共有を図り、事業推進のための取り組みについて検討を行います。また、各分野の会議とも課題共有等の連携を図ります。

事業実施状況等に関しては、「恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会」（学識経験者や相談支援機関、関係団体の代表者等で構成）に報告し、事業の方向性や施策に関する意見聴取を行います。さらに、その内容について、市地域福祉計画の進捗管理を行う「恵庭市社会福祉審議会」に報告し、市地域福祉計画と調和を図りながら事業を推進します。

あわせて、事業実施状況等については、「恵庭市重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議（各部局の関係部署で構成）」にて、必要な連携の強化や関連施策への反映等、円滑な事業実施のための調整を行います。



## § 3. 具体的な取り組み

### ◆ 取組目標 包括的な相談支援体制の整備

#### 【基本方針】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進していきます。

#### ○包括的とは…

誰ひとり取り残さない/組織・制度・分野を超える/あらゆる資源・人材とつながり、交ざりあい、包み込むことを意味します。

#### 《取組方針1》 重層的支援体制の構築

- 既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援に係る専門相談機関や、市役所の福祉相談窓口のいずれにおいても、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、「断らない相談窓口」として、全ての相談を受け止めます。
- 受け止めた相談については、必要に応じ、適切な相談窓口、関係機関につなぐとともに、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯に対しては、分野横断的な支援を行っていきます。
- 通常の連携では対応が困難な複雑化・複合化した課題については、「多機関協働事業」につなぎ、多職種・多機関連携による「支援会議」において、支援方針の検討を行います。
- 検討された支援方針は、「重層支援担当者会議」で共有され、チームアプローチによる支援を行っていきます。
- 支援の進捗状況は、隨時、「重層支援担当者会議」にて共有し、状況に応じて、「終結」、「経過観察」、「支援方針」の再検討を行います。

#### 課題と今後の取り組み

##### 【相談支援機関における他機関と連携した支援の推進】

- 連携先が分からぬことや、自機関のみで対応していてもその分野の知識が少ないなか対応している事例もあるため、他機関との連携した支援が進むよう、それぞれの支援内容を相互に知る機会の確保が必要となります。そのため、日ごろ関わりが少ない相談支援機関の支援内容について、交流会等を通じて相互に知る機会を確保します。
- 相談支援機関同士の連携においては、それぞれの機能と役割を相互理解し、世帯全体を見ながら、支援の方向性を合わせ、対応する必要があります。また、支援対象者の状況に応じて、公的サービスのみならず、民間団体やボランティア等の生活支援の活用や、地域における交流・活動の場等と

の連携も必要となります。対応が困難なケース等に対する支援や、支援事例の共有を通じて、相談支援機関の連携力を高めていきます。

#### 【公的サービス以外の民間団体やボランティア等の生活支援の活用】

- 相談支援機関が、公的サービス以外の民間団体やボランティア等の生活支援を活用するためには、その情報を「十分持っている」相談支援機関を増やしていくことが必要です。あわせて、生活支援に係る地域の社会資源の開発も行っていく必要があります。
- そうした情報も把握できるよう、生活支援に係る地域の社会資源等の情報を集約し、相談支援機関が活用しやすい仕組みを構築していきます。

#### 【重層的支援体制整備事業等の周知】

- 重層的支援体制整備事業等にかかる研修を市職員、相談支援機関等に向けて定期開催し、支援に関わる機関の意識醸成を図ります。

#### 事例

#### 「8050 問題」等の複合的な生活課題を抱えた世帯への支援

80代要介護の母親と60代引きこもりの男性世帯。

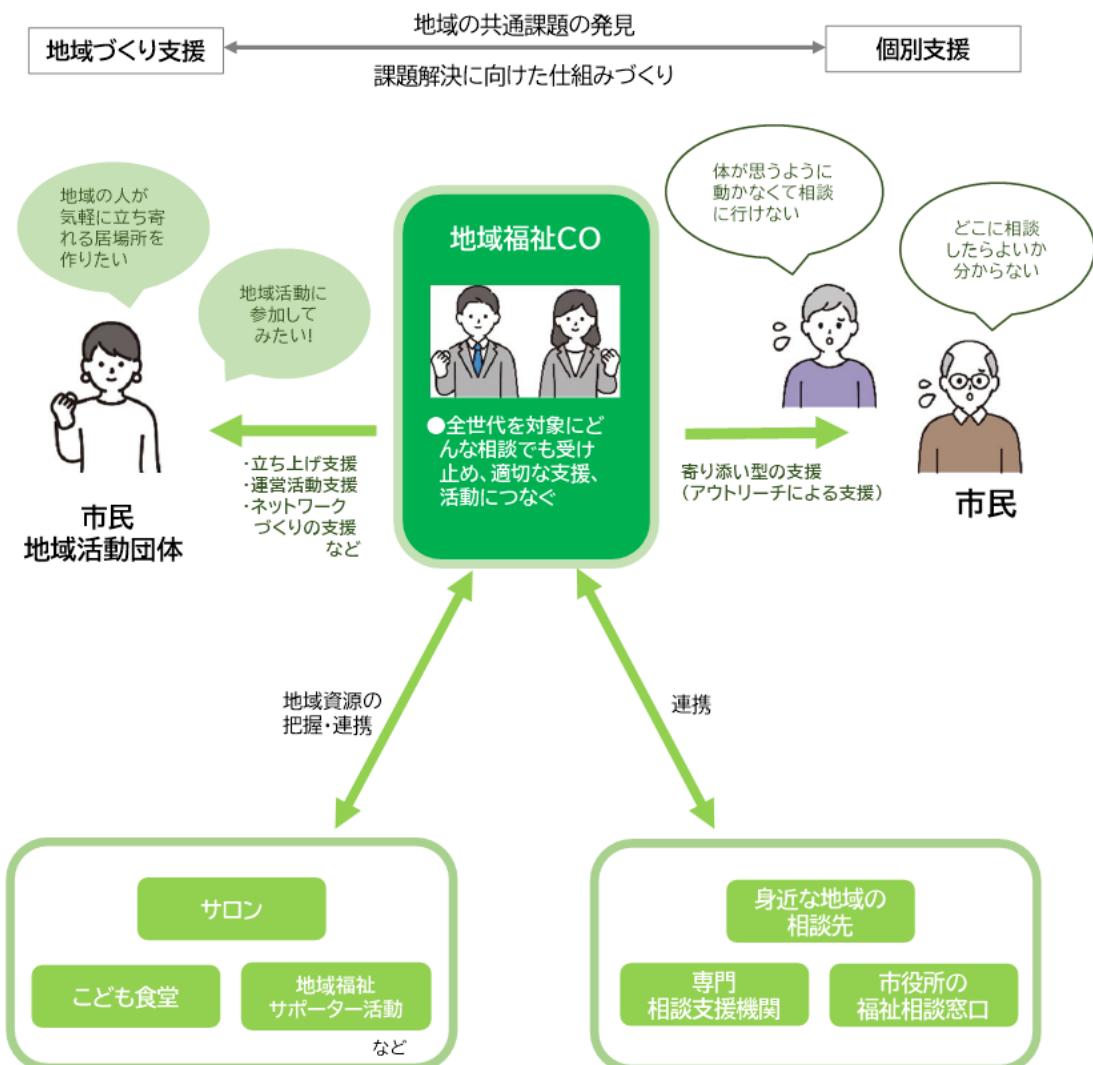
母親の認知症状が急激に進み、自宅での生活が難しくなり施設入所することになったことをきっかけに残される60代男性をどう伴走していくか検討したいと80代母を担当していた地域包括支援センターより支援会議の開催依頼がありました。

依頼をきっかけに関係機関が情報連携したところ、男性は過去に障がい手帳を保有し、障がい年金も受給していましたが、担当医が替わったことにより受診中断、手帳も年金も途切れていることが判明しました。また生活状況を確認していくと、男性は自活能力に乏しく、家の中は食事や飲料のゴミが残っている状況でした。

その後80代母親の支援で介入していた地域包括支援センターが男性からも信頼を得ていたため、生活相談内容を障がい総合相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、フードバンクの利用をはじめとして金融機関や買物への同行などを提案し、支援を受け入れてくれたことで、最適な見守り体制を構築できました。

## 《取組方針2》 地域福祉コーディネーターによる地域づくりの推進

- 地域福祉コーディネーターは、対象者を高齢者に限定せず、支援を必要とする全ての人の相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービスや専門機関につなぐ役割を担います。
- 地域で発見された生活課題の解決に向け、アウトリーチ(訪問等)や社会資源の把握および開発を行い、地域活動に関わるネットワークの構築を進めます。
- 民生委員児童委員との連携を図り、これまで以上にきめ細やかな相談支援や地域づくりに資する支援を強化するため、4つの日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターに地域福祉コーディネーター機能を拡充します。
- 市は、各分野の専門職や地域福祉コーディネーターの連携・協働による活動事例を蓄積・共有し、地域福祉コーディネート活動の推進を図ります。



【「地域福祉コーディネーター機能」イメージ】

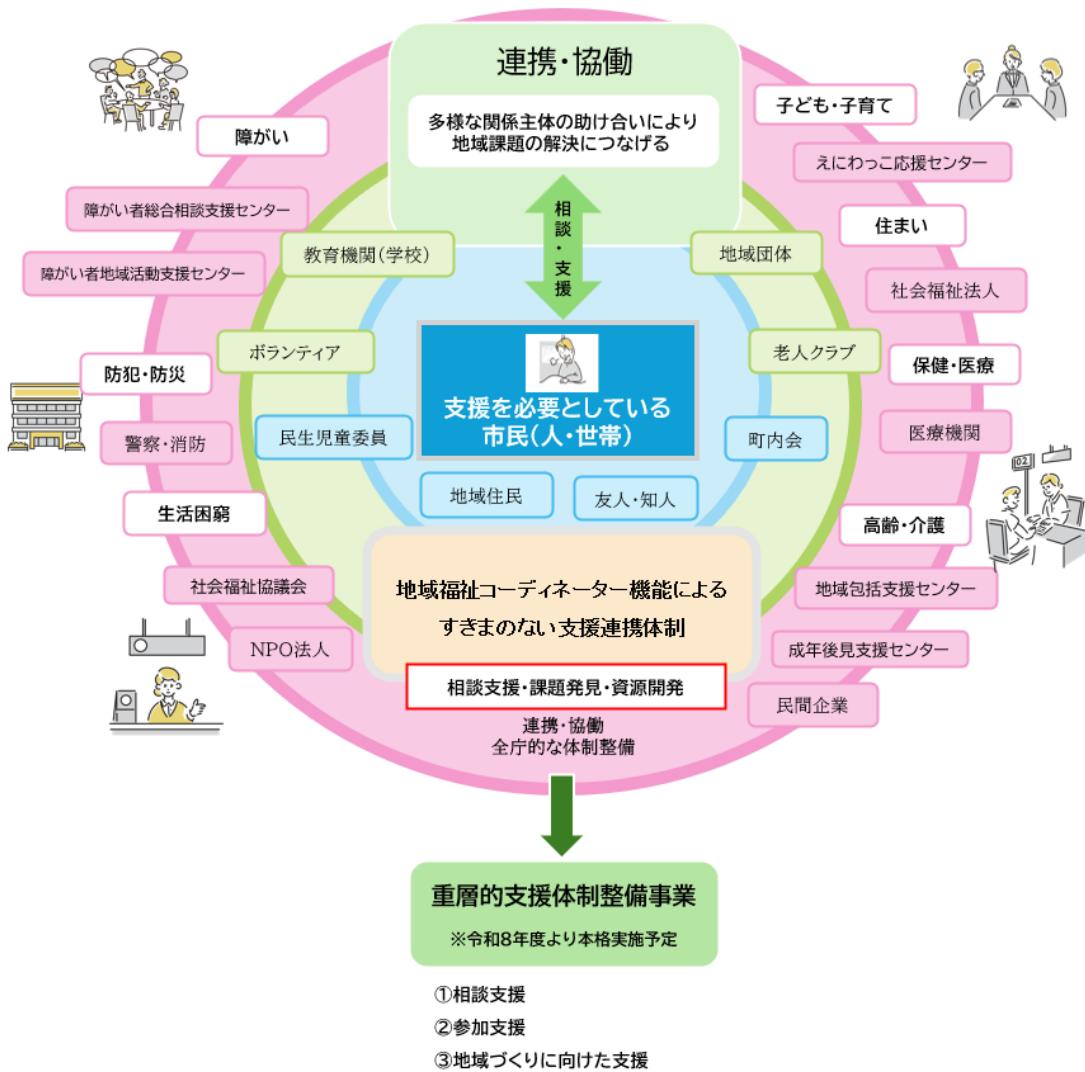
## 課題と今後の取り組み

### 【支援が届いていない世帯の情報把握】

■自ら支援を求められず必要な支援が届いていない世帯の把握は、民生委員や地域団体等の地域住民からの情報提供が重要です。そのため、地域団体等や地域における交流・活動の場等とのネットワークの構築を図りながら、既存のネットワークを最大限活用し、相談経路を確保していきます。

### 【包括的相談支援力の向上】

■同様のケースが生じたときにより素早く対応できるよう、支援に関する経験やノウハウなどのいわゆる「グッドプラクティス」を共有しておくことが重要です。そのため、定期的に事例検討会などを開催し、各支援機関個別の相談支援力を高め、市全体としての包括的相談支援力の向上を図ります。



【恵庭市の包括的支援体制イメージ】

### 《取組方針3》社会とのつながりや参加を支援する機能の構築

- 既存の介護、障害、子ども、生活困窮などの既存の社会参加にむけた事業では対応できない複雑で多様なニーズに対応するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、本人・世帯の支援ニーズと新たに発掘・整備された地域資源とのコーディネートを行います。
- 世代や属性に関係なく、一人ひとりの困りごとの状況にあわせ、地域や関係機関との連携・協働により、「課題解決を目指す支援」及び「つながり続ける支援」を行います。
- 高齢者、障がい者、子どもなど支援を必要とする人が支えられるだけではなく、役割をもち、支える側、担い手としての参加・交流する場づくりやきっかけづくりを進めます。
- ひきこもり状態の人や判断能力が十分でなく、社会とのつながりが希薄になっている人に対し、必要に応じて伴走支援を行い、地域や社会との接点を確保します。
- 家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚のない場合も多いヤングケアラーについて、地域の関係機関や関係者等との連携を深め、早期の発見につなげる見守り環境を構築します。
- 高校中退者、若年無業者等に対し、生活や将来に対する助言、就労支援、居場所づくりなどを行う体制整備を検討します。



【▲住民や民生委員、地域包括支援センターなど様々な団体により主体的に行われている相互見守り活動「おかめかれー】】



【▲高齢化問題・貧困家庭という課題解決の支援策として始まった町内会による地域食堂活動】



【▲孤独や孤立を感じている方々に向けて、多様な「居場所」を提供し地域で支え合うことを目的に開催されるサロン】

## 課題と今後の取り組み

### 【多様な社会参加の場の確保】

■支援対象者の個別のニーズに対応するとともに、生きづらさを抱える人を地域で受け止めていくため、福祉分野以外の団体や事業者とも連携し、ネットワークを広げていく必要があります。既存の活動に加えて、地域の企業や団体等の多様な活動主体とのつながりをつくり、地域における社会参加の場を確保と併せて、支援につなぐための工夫や支援メニューの好事例、社会参加の場の情報等をチーム間で共有を図り、ニーズにあった支援に取り組みます。

### 事例

### 就労準備支援事業を活用した世帯支援

80代の要介護の母親とパート就労している50代の世帯。

市介護福祉課に男性から「母が動けなくなった」と相談がありました。これを受け地域包括支援センターへ連絡、男性宅を訪問したところ母親は救急搬送を要する状態だったため、そのまま入院となりました。

その後、地域包括支援センターが生活実態を把握したところ、男性は自活能力に乏しく、知的・発達障害の可能性があるとの見立てから、2人の今後の生活について支援会議にて情報共有したいとの依頼がありました。

男性は、自宅で可能な限り自身で母親のケアをしたいとの意向だったため、介護認定を受け訪問看護を利用してことで母親は退院することとなりました。また、男性は今回の件をきっかけに、自身の収入を増やすことが必要と思い、母親を支援してくれる地域包括支援センター職員に「就労支援をしてもらえないか」と相談されました。

これをきっかけに、生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）を市から受託している恵庭市社会福祉協議会と連携し、母親・男性ともに支援機関が介入することができ、それぞれの支援状況を共有しながら、世帯全体を支援する体制を整えることができました。

## 《取組方針4》とりこぼさない支援を考えるプラットフォームの構築

- 地域住民のつながりの稀薄化が進む中、重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業・参加支援事業」に関する新たな取組を発掘・育成するほか、支援者の資質の向上並びに地域課題を把握することを目的として、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を構築します。
- 実施体制については、行政をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センター、地域活動支援センター、学校活動推進員などからコアメンバーを選出し、・運営方針の検討を行います。
- また、「人・考え方・活動」に出会いえる場所、市民活動の中で生じる課題の解決につなげるアイデアやヒントを共有できる場所として、市民や関係機関等を対象とした「とりこぼさない支援を考える交流会」を開催します。
- 交流会に関する参加団体については、行政、社会福祉協議会、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、民間活動団体、当事者家族会、教育や労働関係機関、民生委員・児童委員、警察、金融機関、福祉関係機関(生活困窮、ひきこもり、ひとり親家庭・子育て支援、障がい福祉、高齢福祉など)等が対象です。

### 参考事例

#### とりこぼさない支援をうみだす交流会(京都府長岡京市)

京都府長岡京市では、令和4年度から地域づくり・参加支援・支援者の資質向上、地域課題の把握を目的として、「とりこぼさない支援を考えるプラットフォーム」を設置し、コアメンバー会議が核となり、支援者・活動者がもっと自由に、もっと主体的に「つながる」ことができる場所をつくりたいという思いのもと様々な相談支援機関等を対象とした「とりこぼさない支援をうみだす交流会」を開催しています。



【▲長岡京市「とりこぼさない支援をうみだす交流会」  
(令和7年6月2日開催)】

## 課題と今後の取り組み

### 【コアメンバー会議の充実】

- 「恵庭市版地域共生社会」についての理念や、今後目指すべき支援の流れを構築するため、各分野から実務担当者を選出し少数でスタートしています。
- しかし、限られたメンバーで担っていくことにも限界があり、事業として継続いくためにはコアメンバーの増加は欠かせません。必要に応じて人数や分野などを検討します。

### 【支援者交流会の継続・拡大】

- 事業開始当初、交流会に参加される方々は案内を受けて「お客様」として参加されることが考えられ

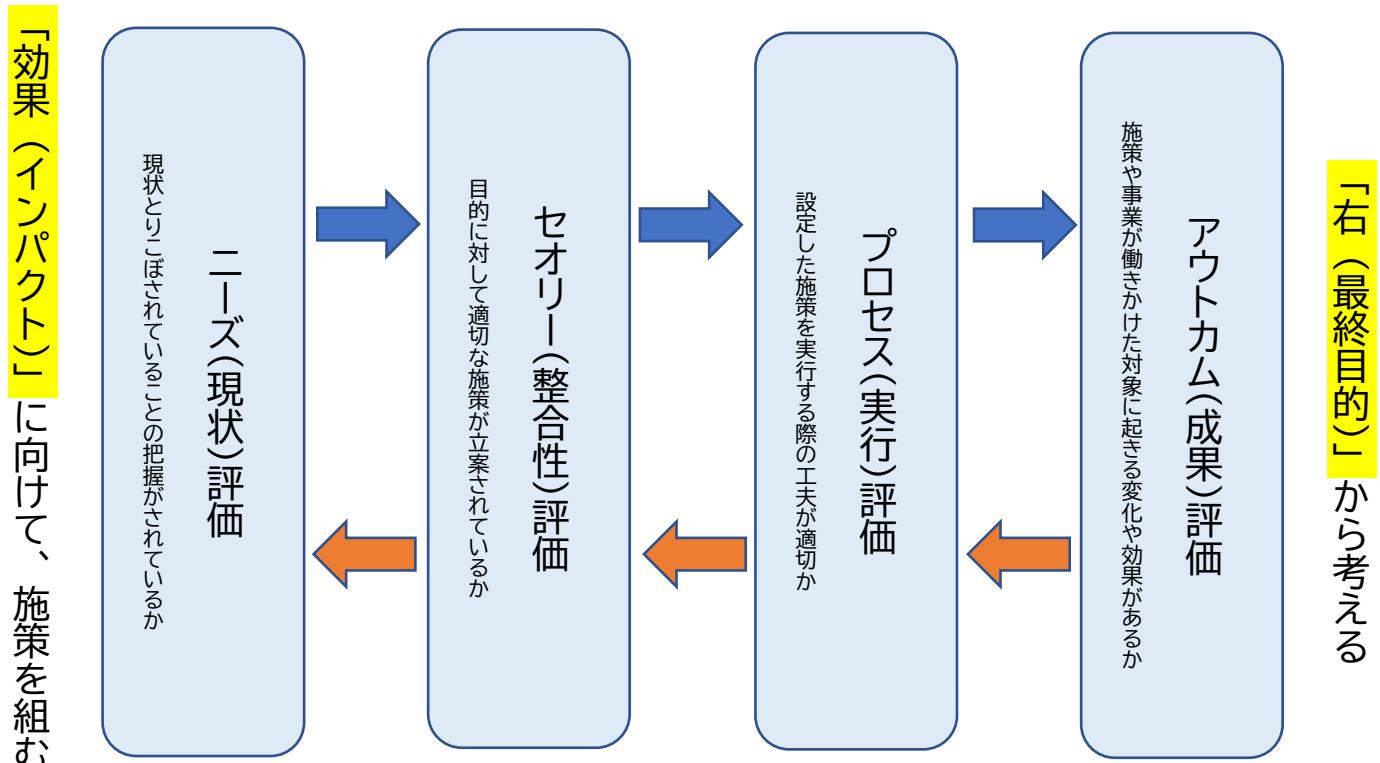
ます。これについては、開催を重ねることで「協働」を目指した出会いの場、新たな価値の発見・既存の価値の再確認ができる場を目指し、参加者が目的意識をもって参加できるよう努めます。

【アドバイザーの活用】

■地域特性を踏まえた地域住民と共に創る福祉のまちづくりに携わるアドバイザーと連携し、「地域共生社会」「包括的な相談支援体制」などの理解を深めながらの開催に努めます。

## ◆ 事業評価

- ・各施策を着実に推進していくため、ロジックモデル（ニーズ評価→セオリー評価→プロセス評価→アウトカム評価）を通じて、体系的に明らかにすることにより効果的・効率的に実施されているかを年に1回点検し、必要に応じて見直し等を行っていきます。



※「ロジックモデル」とは

施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

### ■ アウトカム（成果）評価指標の例

- ・市内の主要機関〇機関のうち、重層支援担当者会議等へ〇%が参加している
- ・研修参加者へのアンケートでは、重層的支援体制整備事業の理解度が〇%になる
- ・民生委員や地域住民から寄せられた支援が必要な世帯の相談ケース〇件
- ・民生委員児童委員協議会への周知の機会〇回
- ・情報共有や事例検討会の実施〇回
- ・参加者アンケートによる新たなつながりの有無〇%
- ・プラットフォームから生まれた新たな活動や支援〇回・箇所
- ・支援者交流会への参加者〇名

# 資 料

## ◆ 策定体制

### 【恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会】

- ・学識経験者や関係機関、団体等で構成し、計画の策定、進捗管理と評価に関する取り扱う

### 【恵庭市重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議・ワーキンググループ】

- ・府内の関係部署等で構成し、計画の策定、進捗管理と評価に関する取り扱う

#### 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会

(学識経験者、包括的な支援体制に関する専門機関等、市民活動関係団体で構成)

#### 恵庭市重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議

(府内の関係事業所管課の課長(代表者)、主査(実務者)で構成)

#### 恵庭市重層的支援体制整備事業に係るワーキンググループ

(府内の関係事業所管課の主査(実務者)、相談支援機関等の実務者で構成)

## ◆ 策定の経過

	時期	内容
令和 4 年度	令和5年1月13日	<b>【令和4年度第1回検討会】</b> ○恵庭市ケアラー実態調査の実施について
	令和5年3月28日	<b>【令和4年度第2回検討会】</b> ○恵庭市ケアラー実態調査の集計結果について ○重層的支援体制整備事業制度について
令和 5 年度	令和5年12月21日	<b>【令和5年度第1回検討会】</b> ○恵庭市ケアラー支援条例（案） ○恵庭市ケアラー支援推進計画（案） ○「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の令和6年度実施について

令和 6 年 度	令和6年9月27日	<p>【令和6年度第1回検討会】</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「恵庭市ケアラー支援条例」の制定 及び「恵庭市ケアラー支援推進計画」の策定について</li> <li>○ヤングケアラー啓発講座・ヤングケアラーカフェ実施状況について</li> <li>○「恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施計画」及び「恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施要綱」の策定について</li> <li>○先進地視察報告</li> </ul> <p>&lt;協議・検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアラー支援月間（11月）の取り組みについて</li> <li>○制度の「はざま」のニーズに対応する相談窓口（案）の開設について</li> </ul>
	令和7年2月14日	<p>【令和6年度第2回検討会】</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度 恵庭市ケアラー支援事業について</li> </ul> <p>&lt;協議・検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和7年度 恵庭市ケアラー支援事業（案）について</li> <li>○恵庭市重層的支援体制への進捗と今後に向けて</li> <li>○「恵庭市電子@連絡帳」の導入について</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本検討会員の任期及び改選について</li> </ul>
令和 7 年 度	令和7年8月6日	<p>【令和7年度第1回検討会】</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和7年度ケアラー支援にかかる取組状況について</li> </ul> <p>&lt;協議・検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「恵庭市重層的支援体制」整備に向けた取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーを活用した事業の展開について</li> <li>・恵庭市版「地域共生社会」の実現に向けて</li> </ul> </li> <li>(2) 民生委員児童委員の担い手確保対策事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生民生委員体験事業</li> </ul> </li> </ul>
	令和7年11月10日	<p>【令和7年度第2回検討会】</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和7年度ケアラー支援にかかる取組状況について</li> <li>(2) 「恵庭市重層的支援体制」整備に向けた取組について</li> </ul> <p>&lt;協議・検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和8年度ケアラー支援にかかる取組について</li> <li>(2) 「恵庭市重層的支援体制」整備に向けた取組について</li> </ul>
	令和8年2月〇〇日	<p>【令和7年度第3回検討会】</p> <p>&lt;報告&gt;</p> <p>※R7.10.29 時点 未定</p> <p>&lt;協議・検討&gt;</p> <p>※R7.10.29 時点 未定</p>

## ◆ 検討会設置要綱

### 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、単独の支援関係機関では対応が難しい問題が複雑化・複合化したケースへの支援（以下「重層的支援」という。）並びに家族の介護や世話をを行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）の基本的な体制整備や取組、政策又は事業計画等について、有識者から意見を聴取する検討会（以下「検討会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (意見聴取事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 恵庭市による重層的支援のための相談体制の仕組みや体制整備に関するこ
- (2) 恵庭市によるケアラー支援のための実態調査、条例の制定及び事業計画に関するこ
- (3) その他恵庭市における重層的支援及びケアラー支援対策に関する必要なこと。

#### (組織)

第3条 検討会の構成員は12名以内とし、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 地域福祉分野関係者
- (4) 高齢者福祉分野関係者
- (5) 障がい福祉分野関係者
- (6) 児童福祉又は教育分野関係者
- (7) 医療相談機関関係者
- (8) ケアラー等経験者

#### (任期)

第4条 構成員の任期は、2年とする。ただし、事業の実施にあたり必要な場合は延長することができる。

#### (座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置き、座長及び副座長は検討会構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 座長及び副座長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 座長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させて、意見聴取等を行うことができるものとする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が必要であると認めた場合は、座長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、構成員の過半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から実施する。

恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会 名簿				
令和7年度 (任期:令和7年4月1日~令和9年3月31日)				
	分類	所属	役職	氏名
1	学識経験者	北星学園大学	教授	伊藤 新一郎
2	学識経験者	北海道文教大学 附属高等学校	校長	宮路 真人
3	地域の代表	恵庭市町内会連合会	会長	北林 優
4	地域の代表	恵庭市 民生委員児童委員 連絡協議会	恵庭地区会長	紅葉 正美
5	地域福祉代表	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	常務理事・事務局長	竹内 春実
6	地域福祉代表	労働者協働組合 ワーカーズコープ・センター事業団	恵庭地域福祉事業所 所長	鈴木 祥江
7	高齢者福祉分野	恵庭市介護支援専門員 連絡協議会	会長	木下 允
8	高齢者福祉分野	恵庭市ひがし地域包括 支援センター	社会福祉士	石田 裕子
9	障がい福祉分野	恵庭市障がい者総合相談 支援センターe-ふらっと	センター長	瓜谷 寿恵
10	児童福祉教育分野	恵庭市小中学校教頭会	副会長 (恵み野旭小学校)	奥寺 徳之
11	医療分野	恵庭市訪問看護 連絡協議会	会長	樋口 秋緒
12	経験者	恵庭発達障がい ネットワークすくらむ	会長	笛嶋 明美

## 恵庭市重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議 構成

	担当部局	役職
1	保健福祉部	次長
2		課長
3	保健福祉部福祉課	主査
4		主任主事
5		課長
6	保健福祉部障がい福祉課	主査
7		課長
8	保健福祉部介護福祉課	主査
9		課長
10	保健福祉部保健課	主査
11		課長
12	子ども未来部子ども政策課	主査
13		センター長
14	子ども未来部 えにわっこ応援センター	主査
15		センター長
16	子ども未来部 子ども発達支援センター	主査
17		課長
18	教育部教育支援課	主査